

17 部 1. 機械とともに輸入される予備部品、工具類及び附属品

第 16 部 1. 「機械とともに輸入される予備部品、工具類及び附属品」の規定については、第 17 部の物品（部分品、附属品その他通常いわゆる機械類とは認められない物品を除く。）について準用する。